

確定申告と市・県民税申告

税の申告は3月15日までに

確定申告【所得税・復興特別所得税】

問合せ 伊丹税務署 ☎(779)6121

申告が必要な人

給与所得者は、①28年中の給与の収入金額が2,000万円を超える②給与や退職所得以外の所得の合計が20万円を超える③給与を2カ所以上から受けている④事業所得や不動産貸付収入がある⑤土地・建物・株式などを売った一人。

事業・不動産所得者は、28年中の所得金額の合計が所得控除額（基礎控除、配偶者控除など）の合計を超える人。

年金所得者は、①公的年金などの収入金額が400万円を超える②公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超える③所得税の還付を受ける一人。

28年分の確定申告の会場

伊丹市立産業・情報センター

2月16日(木)～3月15日(水)の平日と、2月19日(日)・26日(日)午前9時～午後5時（申告相談は4時まで。混雑状況により早めに締め切る場合があります）。

※上記期間中、伊丹税務署では作成済みの申告書などの受け付けや納税、納税証明書の発行、用紙の交付のみを行います。

市役所7階会議室

2月8日(水)～10日(金)午前9時～午後4時（作成済みの申告書などの受け付けと用紙の交付のみ）。

確定申告書はインターネットでも作成可能

確定申告書は、国税庁ホームページ（URL＝<http://www.nta.go.jp/>）の「確定申告書作成コーナー」で作成し、e-Tax（国税電子申告・納税システム）によりインターネットで提出できる他、印刷して郵送（申告書の控えに税務署の受付印が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒を同封）で税務署へ提出することもできます。

確定申告書提出時にマイナンバーが必要

申告者本人や扶養親族などのマイナンバーの記載と、本人確認書類の提示、または写しの添付が必要です（控除対象配偶者や扶養親族、事業専従者などの本人確認書類は不要）。

記載漏れに注意

作成時に、「復興特別所得税」欄（所得税額の2.1%）の記載漏れがないように、注意してください。

還付される可能性がある人

給与所得者など申告義務のない人でも、次のような場合は、申告すれば「所得税及び復興特別所得税」が還付されることがあります。

年末調整で、配偶者特別控除や生命保険料控除などの所得控除の申告をしなかった人。源泉徴収されたサラリーマンで、年の途中で退職し、年末調整を受けていない人。源泉徴収された人で、「医療費控除」「住宅借入金等特別控除」「寄付金控除」「雑損控除（災害、盗難などで資産に損害を受けた場合）」などを受ける人。退職所得がある人で、退職所得を除く各種の所得の合計額から所得控除を差し引くと赤字になる人など。

市・県民税の申告

問合せ 市民税課 ☎(740)1132

確定申告をする人は申告不要

「所得税及び復興特別所得税」の確定申告をする人は、申告の必要はありません。昨年、市・県民税の申告をした人や国民健康保険税・後期高齢者医療などの申告が必要と思われる人に、2月3日(金)に申告書を発送します。

公的年金などの収入が400万円以下で、同年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下の人は、所得税及び復興特別所得税の還付を受ける場合を除き、確定申告書の提出は不要ですが、市・県民税の申告書の提出が必要になる場合があります。

なお、国民健康保険・後期高齢者医療に加入している人で収入がない人は、申告することで保険税（料）の軽減を受けることができます。

申告が必要な人

29年1月1日現在、市内在住で次に該当する人

①28年中に事業、不動産、配当（未上場など）などの所得があった②給与所得者で、日給、家事手伝い、その他の理由で、勤務先から市に給与支払報告書が提出されない③給与所得以外に家賃、年金、配当（未上場など）などの所得があった④28年中に中途退職し、再就職していない⑤配当所得（未上場など）がある人で、所得税の確定申告をしなかった⑦雑損、寄付金、医療費控除などを受けようとする⑧年金・恩給などの公的年金の受給者で、公的年金などの所得以外に、家賃、配当（未上場など）、給与などの所得があった⑨社会保険料や医療費などの諸控除を受けようとする

29年1月1日現在、市外在住で、市内に事務所や事業所、家屋数がある人

受付場所と日時

収入があった人は市役所2階の市民税課へ、収入がなかった人は同1階の国民健康保険課へ。

2月6日(月)～3月15日(水)の平日（原則）午前9時～午後5時半（確定申告の相談・受け付けは行いません）。

※申告書が届いた人は、郵送で提出可能

配当所得・株式譲渡所得がある人は確認を

国民健康保険・後期高齢者医療制度

国民健康保険・後期高齢者医療の加入者で配当所得・株式譲渡所得がある場合、源泉徴収のみで納税を終わらせるか、確定申告を行うかを選択できる場合があります。

源泉徴収のみで納税を終わらせる場合は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定対象となりません。確定申告を行うと合計所得金額に加算されるため、保険税（料）の算定対象となります。

問合せ 国民健康保険課 ☎(740)1170
医療助成・年金課 ☎(740)1108

28年の未来を"漢字る(感じる)"一文字が決定

健やかで元気なまちに

121通の中から選ばれた一文字「健」を、宝塚歌劇団の綺咲愛里さんが揮毫。直筆のサインを添え、市役所1階に掲示しています

問合せ 経営改革課 ☎(740)1120



昨年12月、広報誌などで募集した「2016年を振り返り、そこから連想される未来へとなぐ漢字一文字」。121通の応募があり、市長などで構成する選考委員会で、「健」の字が選ばれました。

この漢字には、「子どもからおとなまで、みんなが健康になることで、川西市も元気になるってほしい」という思いが込められています。

昨年12月26日には、市出身で宝塚歌劇団星組トップ娘役の綺咲愛里さんに「健」の文字を揮毫してもらい、現在、市役所1階正面案内横に掲示しています。

優秀賞に選ばれた萩原台東の藤原さんには、綺咲愛里さんが揮毫したサイン入り色紙などが市長からプレゼントされました。

また、全応募者の中から抽選で4人にきんたくんグッズが贈られました。

2月1日から全てのごみが対象

ごみ出しは透明袋で

ごみを出すときは、透明または半透明の袋に入れて出してください。ご協力をお願いします

問合せ 美化推進課 ☎(744)1124

ごみ袋は透明か半透明

2月1日(水)から、黒色や、中身の見えない袋で出されたごみは収集しません。燃やすごみだけではなく、ごみ袋を使用する時は全て、透明または半透明の袋に入れて出してください。

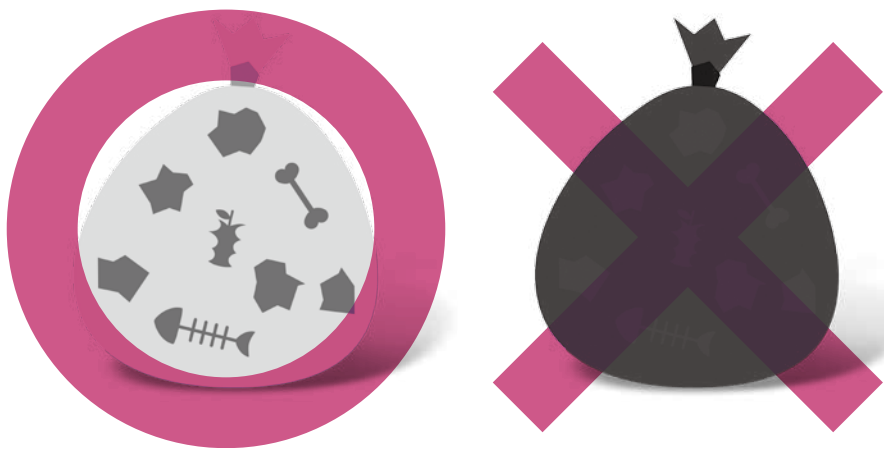
黒色以外の色付きの袋やスーパリーなどのレジ袋でも、基準を満たしていれば収集します（ただし、マイバッグ運動などレジ袋削減にもご協力ください）。

収集するごみ袋の基準

袋の中に新聞紙を入れ、文字が見える程度を基準として収集します。大きさは45cm以下のものを使用してください。

プライバシー保護について

内容を見られたくないごみは、最小限の量を別の袋にまとめ、一番外側が透明・半透明の袋になるようにし



てください。

再資源化の促進

中身が見えるごみ袋を使用することで、ごみ分別の徹底をめざします。